

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**平成 30 年3月1日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

**厚生年金保険関係 2件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700321号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700033号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和54年4月から同年6月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和54年6月まで

昭和50年4月から昭和53年3月までA共済組合の組合員であったが、退職した後に、B市役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を作成してもらつたので、国民年金保険料を納付しなければならないのはわかっていた。昭和54年7月から国民年金保険料を納付している記録となっているが、その前が納付していないのがわかっているれば、遡って全額納付していたはずであり、実際、納付していたと思う。当時のC銀行D支店で納付書を使って国民年金保険料を納付していた記憶がある。自分としては、国民年金保険料を納付していると思っていたが、請求期間が未納となっており納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち昭和54年4月から同年6月までの期間について、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和56年7月頃に払い出されたと推認され、この頃に、初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、A共済組合員の資格を喪失した昭和53年4月1日に遡って、国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられることから、当該払出時点において、昭和54年4月から昭和56年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるところ、請求者は、請求期間直後の昭和54年7月から昭和56年3月までの保険料が納付済と記録されており、当該期間について過年度納付を行っていたことが認められる。

また、請求者は、「その時にできることは全てやっていたので、納付書を残したことなく、送られた納付書は全部使用している。」と陳述しているほか、B市において、請求者の前後に国民年金手帳記号番号が払い出されており、払出時期が請求者と同じ昭和56年7月

頃である被保険者について、オンライン記録により、その過年度納付の状況を調査したところ、昭和 54 年 4 月以後の期間を過年度納付している被保険者が確認できることから、昭和 56 年 7 月時点で、昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの過年度納付書は発行されていたと考えられる。

さらに、請求者は、昭和 59 年 4 月以降は国民年金保険料の前納を行っているほか、多数回にわたり厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に伴う国民年金の資格取得及び喪失の手続を適正に行い保険料を納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、請求期間以外に国民年金の加入期間に保険料の未納はなく、昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付できなかつた特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 3 月までの期間については、前述のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 7 月頃に払い出されたと推認され、この頃に、初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたものであることから、当該払出時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求期間のうち昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 3 月までの期間について、請求者が国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700389号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700231号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を平成19年12月20日は11万8,000円、平成20年9月2日は15万4,000円、同年12月20日は10万8,000円、平成21年9月2日は9万7,000円、同年12月20日は8万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日  
② 平成20年9月2日  
③ 平成20年12月20日  
④ 平成21年9月2日  
⑤ 平成21年12月20日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間①、②、③、④及び⑤において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①、③及び⑤について、請求者から提出された預金取引明細表、賞与振込口座に係る預金通帳の写し、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、請求期間①は11万8,000円、請求期間③は10万8,000円、請求期間⑤は8万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業

主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

2 請求期間②及び④について、請求者から提出された賞与振込口座に係る預金通帳の写し、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び④に係る標準賞与額については、前述の賞与振込口座に係る預金通帳の写し及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は15万4,000円、請求期間④は9万7,000円とすることが必要である。

3 なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700401号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700230号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を平成19年12月20日は20万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月20日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された平成19年分給与所得の源泉徴収票の写し、平成19年1月から同年12月までの給与明細書、同年9月支給の賞与明細書、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、20万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年

金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700378号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700032号

## 第1 結論

平成9年12月から平成10年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年12月から平成10年3月まで

私の妻は、平成9年12月頃、A市役所B庁舎で納付書により私の国民年金保険料を納付した。

夫婦二人分の国民年金保険料は払いきれないため、妻の国民年金保険料は納付しなかったが、私の国民年金保険料は納付したので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の妻は、平成9年12月頃、A市役所B庁舎において、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付書により納付したとしている。

しかしながら、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険被保険者である国民年金第2号被保険者から国民年金第1号被保険者への種別変更手続を行う必要があり、請求者の妻についても、国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への種別変更手続を行う必要があるところ、請求者の妻は、当該種別変更手続を行った記憶についてはつきりしない旨陳述している。

また、オンライン記録によると、請求期間において、請求者は国民年金に未加入の期間とされていること及び請求者の妻は、当時、国民年金第3号被保険者と記録されていたことから、請求者及びその妻に請求期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されたものとは考え難い。

さらに、請求者の妻が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする平成9年12月は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、年金記録の過誤は考え難い。

加えて、オンライン記録により氏名検索等の調査を行ったが、請求者に対し、請求期間当時

に別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。